

第15次

地名地番変更のしおり

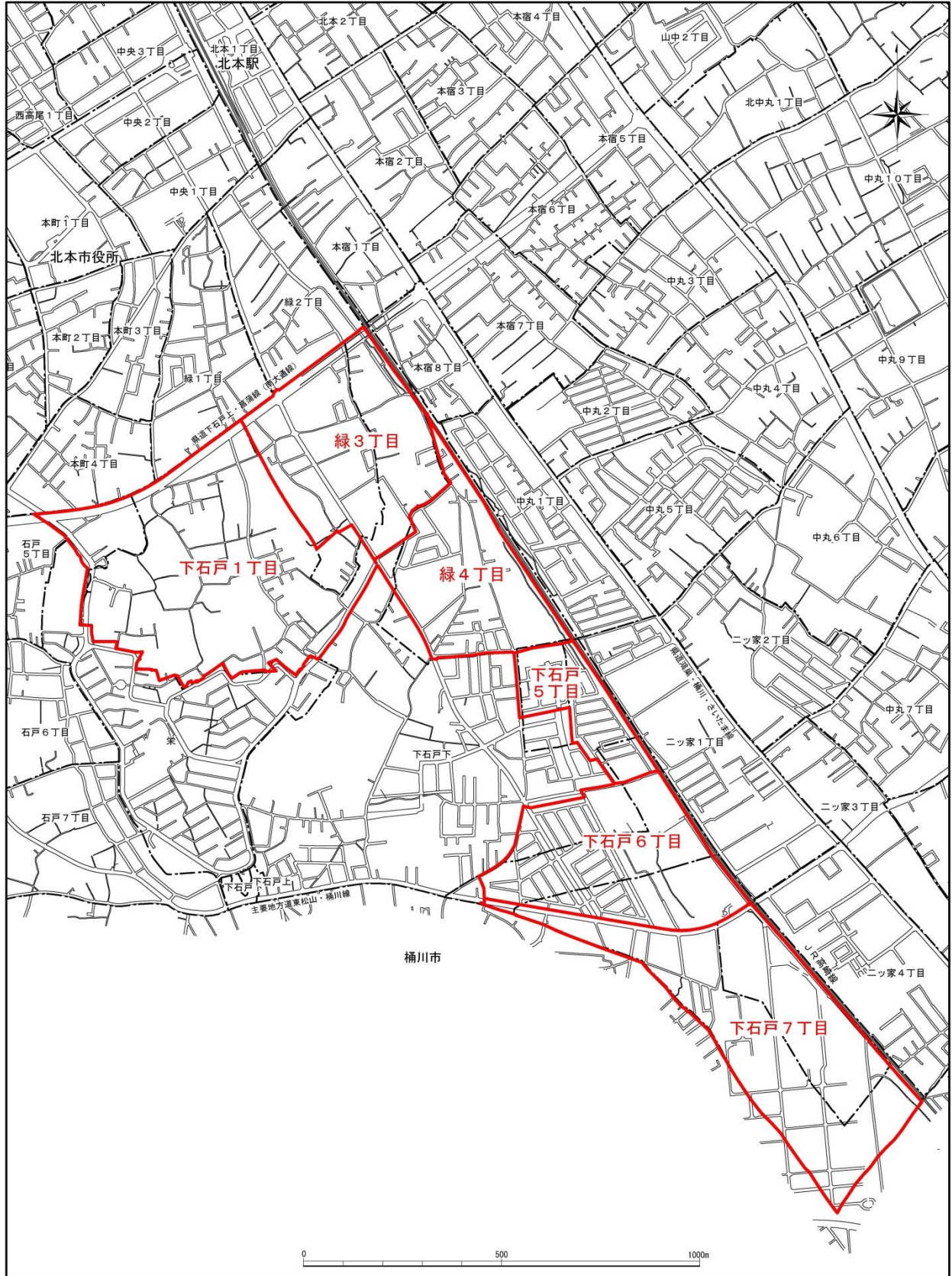
平成28年8月1日(月)から
あなたの住所が変わります

郵便番号は以下のとおりです。

下石戸1丁目、下石戸5丁目～下石戸7丁目	〒364-0028
緑3丁目～緑4丁目	〒364-0032

北本市

新地名図



はじめに

- ① 平成 23 年 1 月より進めてきました第 15 次地名地番整備事業が、平成 28 年 8 月 1 日に実施されます。
- ② この事業は新しい地名と地番に変更することにより、お住まいの住所をわかりやすく示すものです。
- ③ 対象地区では地名と区域が変更となり、地番も変更となります。

このしおりでは、新しい住所等の表し方や、必要となる主な手続きについて御案内いたします。

※住所変更等の各種手続きは、変更日(8月1日)以降に行ってください。

目次

1	地名地番整備（変更）の必要性	1
2	今回お届けするもの	2
3	新しい住所等の表し方	3
4	郵便番号について	3
5	住所変更の手続きについて	4
	（1）市役所・法務局などが職権で変更するもの	4
	（2）新しい住所に書換えた証書等が自動的に送付されるもの	5
	（3） <u>みなさまに住所変更の手続きをしていただくもの</u>	6
	（4）地名地番変更用の住民票の写しの無料発行について	9
6	登記手続きについて	10
7	住所変更のお知らせ用はがきについて	12
8	その他	13
9	関係機関案内	14

1 地名地番整備（変更）の必要性

土地の地番は明治時代初めに設けられました。当時は順序よくつけられておりましたが、土地の分筆や合筆、開発などにより番号が飛ぶことや、欠番になる等、現在では順番が分かりにくくなっています。また、地番が1000番を超える地域もあり、町を特定できても、その中の該当地をすぐに見つけることが難しくなっています。

こうした地番の混乱を解消し、誰もが訪ねやすく分かりやすいまちにするのが地名地番整備事業です。

地名地番の整備を実施すると…

- ◇ 火災や事故など緊急時に通報する際、場所の特定がしやすくなります
- ◇ 救急車、消防車、パトカーなどの緊急車両が速く到着しやすくなります
- ◇ 郵便、荷物などの集配業務で間違いが起きにくくなります
- ◇ 人に場所の案内をしやすくなります



北本市の地名地番整備事業は、第1次事業として昭和48年6月に整備を開始し、現在までに、市内の約8割の地名地番整備が完了しています。

2 今回お届けするもの

地名地番変更のしおり	<ul style="list-style-type: none"> 当冊子です。
会社・法人等の変更登記の手引き ※法人のみ	<ul style="list-style-type: none"> 会社・法人等の変更登記手続きの方法を説明する冊子です（住民のみなさまにはお届けしておりません）。
住所変更の予定通知書	<ul style="list-style-type: none"> 変更前の住所と変更後の新しい住所を記載しています。 <ul style="list-style-type: none"> ◇今回お届けした予定通知書は住所変更の証明とはなりません。 ◇8月1日以降に、住所変更通知書及び住所変更の証明書を送付します。証明書が不足した場合は、証明書に代わる地名地番変更用の住民票の写しを市役所市民課において無料で発行します（詳しくは9ページを御覧ください）。
住所新旧対照案内図	<ul style="list-style-type: none"> 新しい地名・境界、新・旧の住所等を表しています。
住所変更のお知らせ用はがき (1世帯50枚)	<ul style="list-style-type: none"> 知人・取引先などに新しい住所をお知らせするためのもので、日本郵便(株)が発行する無料はがきです。詳しくは12ページを御覧ください。 御不明な点は、市役所くらし安全課または北本郵便局まで御相談ください。 日本郵便(株) 北本郵便局 北本市緑1-167 TEL 048-591-3322 (代表)
登記申請書	<ul style="list-style-type: none"> 不動産所有者等が住所変更登記申請時に法務局の窓口へ提出する様式です。詳しくは10ページ以降を御覧ください。 法人のみなさまには会社等の変更登記申請時に提出が必要となる様式もお届けします。詳しくは別冊の「会社・法人等の変更登記の手引き」を御覧ください。
マイナンバーカードの申請について	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードをこれから申請する方への御案内です。別に添付している「マイナンバーカードの申請について」と「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」を御覧ください。 御不明な点は、市役所市民課までご相談ください。
個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書	

3 新しい住所等の表し方

住所等の表し方は、以下のように変更となります。

住所 及び 本籍 地名と地番が変わります。

変更前

北本市 大字下石戸上 1966 番地 7

北本市 大字下石戸下 1184 番地 3

北本市 大字北本宿 120 番地 7

変更後

北本市 下石戸5丁目 27番地
新地名 新地番

北本市 下石戸1丁目 68番地
新地名 新地番

北本市 緑4丁目 60番地
新地名 新地番

不動産（土地・建物） 地名と地番が変わります。

変更前

北本市 大字下石戸上 字東原 1966 番地 7

北本市 大字下石戸下 字蔵引耕地 1184 番地 3

北本市 大字北本宿 字下原 120 番地 7

変更後

北本市 下石戸5丁目 27番(地)
新地名 新地番

北本市 下石戸1丁目 68番(地)
新地名 新地番

北本市 緑4丁目 60番(地)
新地名 新地番

※土地の地番は「番」、建物の所在は「番地」で表します。

4 郵便番号について

郵便番号は以下のとおりです。

下石戸1丁目、下石戸5丁目～下石戸7丁目	〒364-0028
緑3丁目～緑4丁目	〒364-0032

5 住所変更の手続きについて

新しい住所への変更に伴い、市役所・法務局などが職権で変更するものと、みなさまに住所変更の手続きをしていただく必要があるものとがあります。

それぞれ主なものを御案内しますので、御自身の該当する項目を御確認ください。

(1) 市役所・法務局などが職権で変更するもの

市役所	<ul style="list-style-type: none"> • 住民票（住民基本台帳） • 戸籍の表示・戸籍の附票 ※本籍の番地によっては、本籍変更に届出が必要な場合があります（対象者には別途通知します）。 • 選挙人名簿 • 印鑑登録原票 • 固定資産課税台帳 • 児童手当台帳 • 市県民税課税台帳 • 原動機付自転車（125cc 以下）・小型特殊自動車の所有者の住所 • 犬登録 <p style="text-align: right;">…など</p>
法務局	<ul style="list-style-type: none"> • 土地登記簿（表題部の所在欄のみ） • 建物登記簿（表題部の所在欄のみ） <p>※所有名義人などの住所は御本人の申請があるまで変わりません。詳しくは 10 ページ以降を御覧ください。</p>
日本年金機構	<ul style="list-style-type: none"> • 国民年金の第一号被保険者の方 • 国民年金・厚生年金の給付を受けている方 • 60歳以上で年金の請求申請をまだしていない方 <p>※介護施設入所等のために、現住所と住民票の住所が異なっている場合などには、「住所変更届」を日本年金機構に提出していただく必要があります。詳細は大宮年金事務所（TEL 048-652-3399）へお問い合わせください（「住所変更届」の用紙は市役所保険年金課にも用意しています）。</p> <p>また、今回の住所変更後、3か月以上経過しても日本年金機構からの通知等が変更前の住所で送られた場合も、大宮年金事務所（TEL 048-652-3399）へお問い合わせください。</p>
公共サービス	<ul style="list-style-type: none"> • NHK • NTT（固定電話） • 東京電力 • 新日本ガス • 郵便 • 水道
その他	<ul style="list-style-type: none"> • 旅券（パスポート） <p>※最終ページに住所を記入されている方は、御自身で二重線を引き、余白部分に新住所を記入してください。</p>

(2) 新しい住所に書換えた証書等が自動的に送付されるもの

送付者	証書等	担当課	問い合わせ先
市 役 所	国民健康保険被保険者証	市役所保険年金課	TEL 048-594-5541
	後期高齢者医療被保険者証		TEL 048-594-5542
	介護保険被保険者証	市役所高齢介護課	TEL 048-594-5540
	重度心身障害者医療費受給者証	市役所障がい福祉課	TEL 048-594-5535
	こども医療費受給資格証	市役所こども課	TEL 048-594-5537
	ひとり親家庭等医療費受給者証		

※新しい住所に書き換えた被保険者証及び受給資格証を8月1日以降に送付します。

※新しい被保険者証及び受給資格証が届くまでは、そのまま使用できます。

(3) みなさまに住所変更の手続きをしていただくもの

以下に記載するものは、法令等により、みなさまに住所変更の手続きをしていただく必要があるものです。

一部（法人の変更登記等）を除いて手続きに明確な期限はありません。みなさまの御都合に合わせて手続きをお願いします。

なお、手続きができるのは地名地番変更が行われる平成28年8月1日以降となりますので御注意ください。

手続きには住所変更通知書または住所変更の証明書が必要となるものがあります。証明書は8月1日以降に1世帯（1事業所）あたり10枚送付します。不足する場合は証明書に代わる地名地番変更用の住民票の写しを、市役所市民課にて無料で発行します（詳しくは9ページを御覧ください）。

■ 自動車関係

《各手続きは変更日（8月1日）以降に行ってください》

変更手続きが必要な届出等 (事柄)	届出先	必要書類など	期 限
運転免許証の住所、本籍の変更	埼玉県警察運転免許センター 鴻巣市鴻巣 405-4 TEL 048-543-2001	<ul style="list-style-type: none"> • 運転免許証 • 住所変更通知書または住所変更の証明書 • 本籍変更のお知らせ（本籍変更がある場合） ※本籍変更のお知らせは、市役所市民課より平成28年8月1日以降に発送予定です。	お早めに変更手続きをしてください。
軽自動車の車検証の所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更	軽自動車検査協会 埼玉事務所 上尾市大字平方領領家字前 505-1 TEL 050-3816-3110	<ul style="list-style-type: none"> • 検査記入申請書（申請書は有料です） • 住所変更通知書または住所変更の証明書 • 使用者の印鑑 • 車検証 ※なお、使用者と所有者が異なる場合、所有者の印鑑または所有者からの委任状が必要です。（法人の場合は代表者印）	お早めに変更手続きをしてください。
自動車・オートバイ（125cc超）の車検証の所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更	埼玉運輸支局 さいたま市西区大字中釘 2154-2 TEL 050-5540-2026 （検査・登録ヘルプデスク）	<ul style="list-style-type: none"> • 検査記入申請書（申請書は有料です） • 住所変更通知書または住所変更の証明書 • 使用者の印鑑 • 車検証（軽二輪は届出済証と自賠責保険証） ※なお、使用者と所有者が異なる場合、所有者の印鑑または所有者からの委任状が必要です。（法人の場合は代表者印）	お早めに変更手続きをしてください。

■ 住民登録等

《各手続きは変更日（8月1日）以降に行ってください》

変更手続きが必要な届出等 (事柄)	届出先	必要書類など	期限
通知カード、マイナンバーカード（個人番号カード）、住民基本台帳カード（写真付き）の住所変更	市役所市民課 TEL 048-594-5528	<ul style="list-style-type: none"> 通知カード マイナンバーカード 住民基本台帳カード ※マイナンバーカード、住民基本台帳カードについては、交付の際に設定した4ケタの暗証番号が必要です。	お早めに変更手続きをしてください。
在留カード等の住所変更（希望者）		<ul style="list-style-type: none"> 在留カード 特別永住者証明書 外国人登録証明書 	手続きに期限はありません。
電子証明書（希望者）		<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード ※住民基本台帳カードの電子証明は変更手続きができませんので、マイナンバーカードの申請が必要となります。	使用先において変更が必要な場合 ※e-Taxについては現在のままで使用可能です。

※代理人の方が手続きする場合は、市役所市民課にお問い合わせください。

■ 保険・年金関係

《各手続きは変更日（8月1日）以降に行ってください》

変更手続きが必要な届出等 (事柄)	届出先	必要書類など	期限
厚生年金被保険者の住所変更	勤務先	各勤務先に確認して住所変更の手続きをしてください。	お早めに変更手続きをしてください。
共済年金被保険者の住所変更	各共済組合		
国民年金第3号被保険者の住所変更	配偶者の勤務先		
共済年金の給付を受けている方の住所変更	各共済組合	各共済組合に確認して、住所変更の手続きをしてください。	お早めに変更手続きをしてください。

■ 医療・福祉等関係

《各手続きは変更日（8月1日）以降に行ってください》

変更手続きが必要な届出等 (事柄)	届出先	必要書類など	期限
生活保護受給者の住所変更	市役所福祉課 TEL 048-594-5536	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者証 印鑑 	お早めに変更手続きをしてください。
身体障害者手帳の住所変更	市役所障がい福祉課 TEL 048-594-5535	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 印鑑 	住所変更後もそのまま使用できます。 身分証明書として手帳を使用する場合はお早めに変更手続きをしてください。
療育手帳の住所変更		<ul style="list-style-type: none"> 療育手帳 印鑑 	
精神障害者保健福祉手帳の住所変更		<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者保健福祉手帳 印鑑 	
障害福祉サービス受給者証の住所変更		<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス受給者証 	
自立支援医療受給者証 (精神通院医療)の住所変更	市役所健康づくり課 TEL 048-594-5544	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援医療受給者証 (精神通院医療) 印鑑 	住所変更後もそのまま使用できます。 なお、8月1日以降に担当課にお持ちいただければ、新しい住所に書換えます。
自立支援医療受給者証 (更生医療)の住所変更		<ul style="list-style-type: none"> 自立支援医療受給者証 (更生医療) 印鑑 	
自立支援医療受給者証 (育成医療)の住所変更		<ul style="list-style-type: none"> 自立支援医療受給者証 (育成医療) 印鑑 	
養育医療券の住所変更	市役所健康づくり課 TEL 048-594-5544	<ul style="list-style-type: none"> 養育医療券 	お早めに変更手続きをしてください。
市内小・中学校の家庭調査票等	各小・中学校	各小・中学校が手続きについて御案内します。	

各項目の手続きについて、御不明な点がございましたら、市役所各担当課または各取扱機関に直接お問い合わせください。

また、預金通帳、携帯電話など上記以外にも住所変更の届出が必要なものについては、お取引の金融機関、電話会社に御確認ください。

■ 会社・法人関係

《各手続きは変更日（8月1日）以降に行ってください》

変更していただく届出等 (事柄)	届出先	必要書類など	期限
会社・各種法人の本店・支店（主たる事務所・従たる事務所）の所在地の変更登記	本店（主たる事務所）の所在地を管轄する法務局 支店（従たる事務所）が変更になる場合、その管轄法務局	<ul style="list-style-type: none"> • 登記申請書 • 住所変更通知書または住所変更の証明書 	本店は変更日以降2週間以内 支店は変更日以降3週間以内
代表者等の住所の変更登記			

※会社・法人の登記手続きについては、別冊の「会社・法人等の変更登記の手引き」を御覧ください。

○登記に関するお問い合わせ

会社等の登記に関すること

さいたま地方法務局 法人登記部門
Tel048-851-1000（代表）

※音声ガイダンスが流れますので、「2」（会社法人登記）、次に「2」（登記申請相談）を押してください

不動産の登記に関すること

さいたま地方法務局 鴻巣出張所
Tel048-541-0776

（4）地名地番変更用の住民票の写しの無料発行について

住所変更の証明書が不足した場合は、「地名地番変更用の住民票の写し」を、市役所市民課にて無料で発行します。

なお、この住民票は地名地番変更に係る手続き以外には御使用になれません。

また、コンビニ交付のサービスを利用して当該住民票の写しを無料で発行することはできませんので御注意ください。

請求者	必要書類など
本人または同一世帯に属する方	<ul style="list-style-type: none"> • 請求する方（来庁する方）の本人確認ができる身分証明書（運転免許証・パスポート・保険証等）
代理人	<ul style="list-style-type: none"> • 代理人の本人確認ができる身分証明書 • 依頼人が自署、押印した委任状

6 登記手続きについて

■ 不動産（土地・建物）登記

変更していただく届出等 (事柄)	届出先	必要書類など	期限
土地・建物等不動産所有者の住所変更登記	不動産の所在地を管轄する法務局 鴻巣市、北本市内の土地・建物等については下記	<ul style="list-style-type: none"> • 登記申請書 • 住所変更通知書または住所変更の証明書 • 印鑑 	手続きに期限はありません。
土地・建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方の住所変更登記	さいたま地方法務局 鴻巣出張所 〒365-0032 鴻巣市中央 27-27 TEL 048-541-0776		

登記申請書作成上の注意事項

- (1) 次ページの記載例を御参照ください。
- (2) 登記原因証明情報として、住所変更通知書または住所変更の証明書を添付してください。
この場合、登録免許税はかかりません。
- (3) 文字はインク、黒色ボールペン、カーボン紙等ではっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
- (4) 申請書の内容は、権利証等で確認し、正確に記入してください。
- (5) 登記申請書の用紙（ひな形）は各世帯（各法人）に1枚ずつお配りしますが、記載例に従いパソコン（ワープロ）等で印刷したものも使用できます。
※1枚の申請書で、複数の不動産について申請することもできます。
- (6) 申請書は、他の添付書類とともに左とじにして提出してください。
申請書が2枚になるときは、申請人または代理人の印でつづり目に割印してください。
- (7) 代理人の方が手続きをする場合は、委任状をお持ちください。
- (8) 郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便により送付してください。
- (9) 登記完了証を郵送で返送することを御希望の場合は、郵便切手を貼った返信用封筒を同封してください。

4.5cm×10.5cmの
スペースを空けてください。

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 平成28年8月1日 地名地番変更

変更後の事項 住所 北本市下石戸 一丁目 1番地

申請人 住所 北本市下石戸 一丁目 1番地

氏名 **北本太郎**

住所変更後の
所有者の住所

認印

捨印

連絡先の電話番号 **048-000-0000**

申請書提出年月日
(手続きは変更日以降)

住所変更通知書または
住所変更の証明書を添付

添付書類 登記原因証明情報 **1**通

平成 **00**年 **00**月 **00**日申請 **さいたま地方法務局鴻巣出張所**

提出先の法務局

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税

不動産の表示

変更後の登記の内容を
正確に御記入ください

土地の表示

所在	地番	地目	地積
北本市 下石戸一丁目	1番	宅地	123.45 m ²

建物の表示

所在	北本市 下石戸一丁目 1番地				
家屋番号	1番	種類	居宅	構造	木造瓦葺2階建
床面積	1階 78.90 m ²	2階 67.89 m ²			

7 住所変更のお知らせ用はがきについて

新しい住所・郵便番号を御親戚やお知り合いの方等へお知らせいただくための、無料の「住所変更のお知らせ用はがき」を、日本郵便(株)より提供していただいております。

下記の記載例の要領で御記入の上、はがきが入っていた封筒にまとめて入れて、郵便差出箱（ポスト）若しくは日本郵便(株)の窓口、最寄りの郵便局へお出しください（切手を貼る必要はありません）。

なお、1世帯・事業所当たり50枚のはがきをお配りしておりますが、不足する場合は、市役所くらし安全課または北本郵便局まで御相談ください。

日本郵便(株) 北本郵便局

北本市緑 1-167

TEL 048-591-3322（代表）

「住所変更のお知らせ用はがき」の記載例

町名地番変更のお知らせ

平成28年8月1日から町名地番変更が実施され、下記の方の住所及び郵便番号が変更になりましたのでお知らせいたします。
○今後郵便をお出しの際は、必ず郵便番号及び新住所名をご記入ください。
○あなた様の住所録をご訂正ください。

記

新住所名

郵便番号 364-0028

北本市下石戸 1 丁目 -

(アパート・マンション名等)

_____ 号室
(_____) 様方

(氏名) 北本 太郎

(集合住宅、高層アパート等は棟番号、
室番号までお書きください。)

住所変更通知書に記載された新住所を御記入ください

※宛名面には、御親戚・お知り合いの方の郵便番号、住所、氏名を御記入ください。

8 その他

(1) 通学区域

地名地番の変更によって、通学区域が変わることはありません。

(2) 自治会の区域

自治会は、その地域のみなさまが自主的に組織・運営しているものです。
地名地番の変更によって、自治会の区域が変わることはありません。

(3) ごみの収集

地名地番の変更によって、ごみの収集日・集積所が変わることはありません。

(4) 住所表示板の設置のお願い

8月1日以降、お住まいの住所がより分かりやすくなるよう、戸建てにお住まいのみなさまに住所表示板を送付します。建物の玄関や門柱など道路から見やすいところに、ボンド、釘等を使用してご自分で取り付けていただくようお願いします。ただし、取り付けは義務ではございません。



(寸法) 町名板：縦 6 cm 横 6 cm
番号板：縦 6 cm 横 12 cm
(材質) アルミニウム

9 関係機関案内

北本市役所

住所：北本市本町 1-111

電話：048-591-1111（代表）

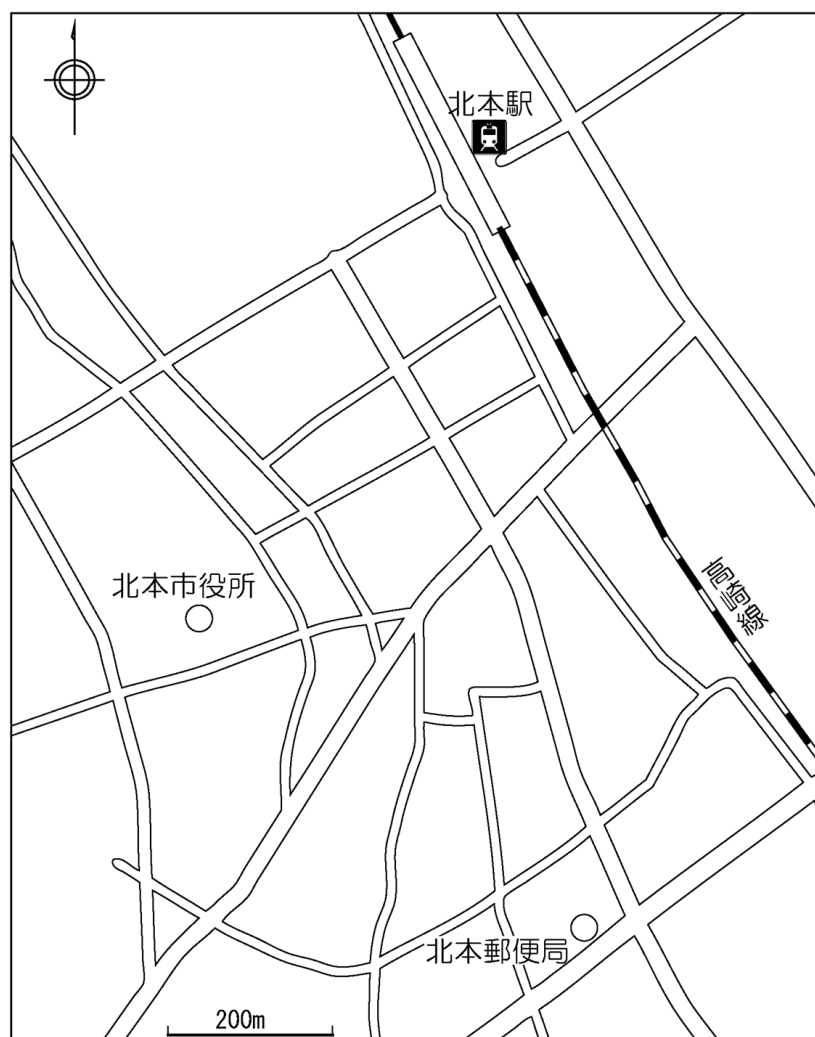
交通：[電車]JR 高崎線 北本駅西口より徒歩 10 分

日本郵便株式会社 北本郵便局

住所：北本市緑 1-167

電話：048-591-3322（代表）

交通：[電車]JR 高崎線 北本駅西口より徒歩 12 分



埼玉県警察運転免許センター

住所：鴻巣市鴻巣 405-4

電話：048-543-2001（代表）

交通：[電車]JR 高崎線 鴻巣駅東口より徒歩 25 分

[バス]JR 高崎線 鴻巣駅東口より「免許センター行き」で「免許センター」下車徒歩 1 分

さいたま地方法務局鴻巣出張所

住所：鴻巣市中央 27-27

電話：048-541-0776

交通：[電車]JR 高崎線 鴻巣駅東口より徒歩 17 分

[バス]JR 高崎線 鴻巣駅東口より「免許センター行き」で「鴻巣保健所前」下車徒歩 2 分



軽自動車検査協会 埼玉事務所

住所：上尾市大字平方領領家字前 505-1

電話：050-3816-3110

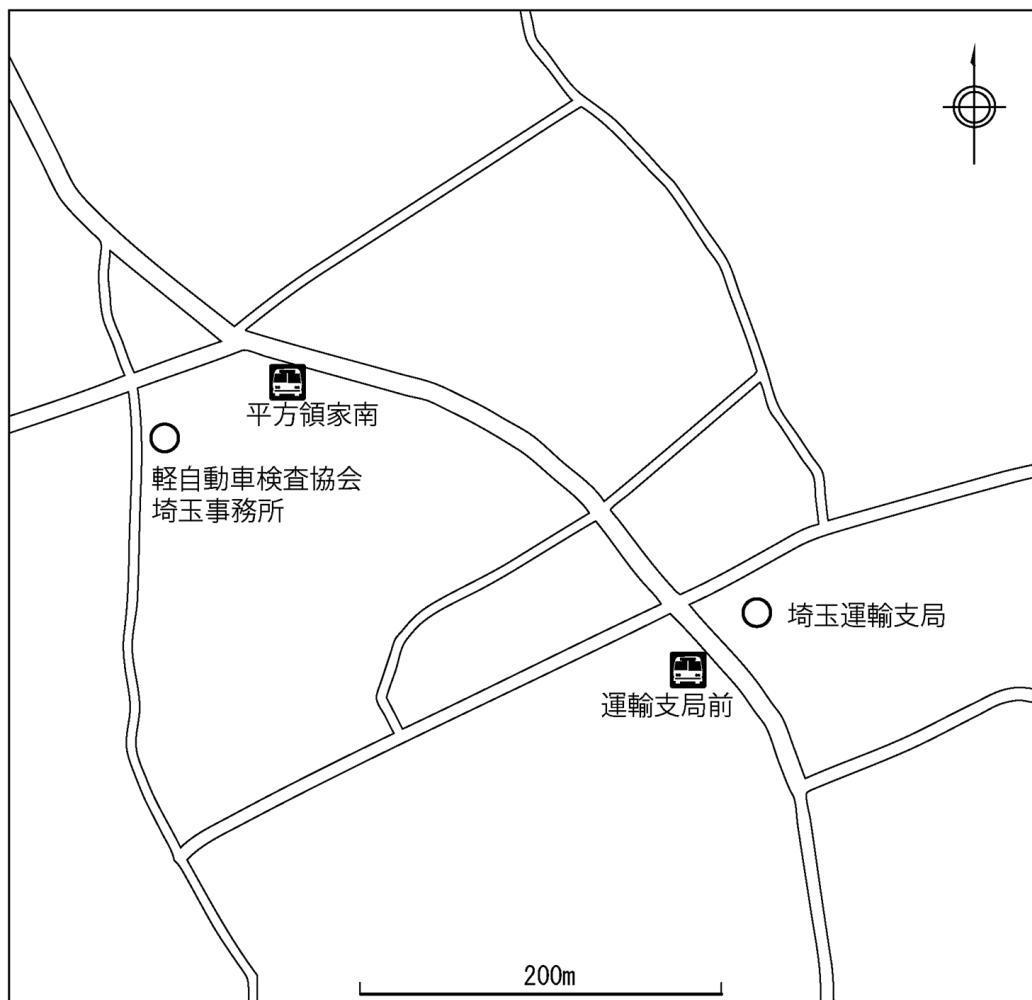
交通：[バス]JR 高崎線 大宮駅西口より「平方行き」、「リハビリセンター行き」、「丸山公園行き」、「西上尾車庫行き」のいずれかで「平方領家南」下車徒歩 3 分

埼玉運輸支局

住所：さいたま市西区大字中釘 2154-2

電話：050-5540-2026（検査・登録ヘルプデスク）

交通：[バス]JR 高崎線 大宮駅西口より「平方行き」または「リハビリセンター行き」で「運輸支局前」下車徒歩 3 分



大宮年金事務所

住所：さいたま市北区宮原町 4-19-9

電話：048-652-3399

交通：[電車]JR 高崎線 宮原駅東口より徒歩 15 分

[バス]JR 高崎線 宮原駅東口より「上尾駅東口行き」または「吉野町車庫行き」で「天神橋」または「加茂神社前」下車徒歩 3 分



発行

**北本市役所 市民経済部 くらし安全課
〒364-8633 北本市本町1丁目111番地
TEL 048-594-5521 (直通)**